

いじめの定義 当該児童が一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめを防止するための基本的な方向性 (いじめ根絶に向けた方針の重点)

◆いじめの未然防止に向けて

学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成

◆早期発見・早期対応 いじめを見逃さないための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質の向上

◆適切な対処・措置 児童、保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化

②学校いじめ防止基本方針の目的

『学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す』

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始める。いじめ防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、誰もが安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団作り、学校づくりを行っていくことである。

2. 組織の設置及び組織的な取組

- ・組織の設置 「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・組織の構成員 校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、特別支援コーディネーター等
※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

月	計 画 (案)	ポイント
4	・学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ ・いじめ対策に係わる共通理解、いじめ対策会議編成【職員会議】 ・いじめ撲滅宣言(教師の決意を表明)【始業式】・学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ・保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【懇談会】	・被害者、加害者の関係の確実な引継 ・いじめの問題に本気で取り組むことを示す
5	・家庭訪問の実施 ・行事(運動会、修学旅行)を通じた人間関係づくり ・校内研修「いじめ早期発見と指導の在り方」・「Y-P」の実施①	・児童の班編成やグループ編成の場面に留意が必要
6	・学校評価(運動会実施後)の実施→児童、保護者の意見を聞く ・話し合い活動「学級の諸問題」【学活】	・6月は児童の人間関係に変化が表れやすい時期
7	・教育相談の実施 ・振り返りカードを活用して「悩みごとアンケート」(いじめも含む)の実施と分析	・いじめ対策を点検する
8	・教育相談研修【教職員研修】 ・人権研修【教職員研修】 ・自閉症理解研修【教職員研修】	・相談技術・人権感覚・児童理解の向上
9	・夏休み明けの教育相談【懇談会後に希望者】	・児童の変化を確認する
10	・「Y-P」の実施② ・行事(宿泊体験学習、社会科見学、遠足)を通じた人間関係づくり	・児童主体の活動を保障
11	・学校評価(土曜参観実施後)の実施→児童、保護者の意見を聞く ・話し合い活動「学級の諸問題」【学活】	・児童の人間関係に変化が表れやすい
12	・人権週間(人権意識啓発活動) ・振り返りカードを活用して「悩みごとアンケート」(いじめも含む)の実施と分析 ・教育相談の実施	・人権感覚を高める ・対策を点検
1	・冬休み明けの児童理解【必要に応じ教育相談実施】	・児童の変化を確認する。
2	・「Y-P」の実施③ ・学校評価の実施→児童、保護者の意見を聞く ・話し合い活動「学級の諸問題」【学活】 ・小中の情報連携のための連絡会【6年+緑が丘中等】	・クラス替えによる人間関係に不安
3	・記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成【記入と整理】	・情報を確実に引き継ぐための準備

3. いじめ防止及び早期発見のための取組

〇いじめ防止への取組	〇いじめの早期発見	〇いじめに対する措置
子どもたちが、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。	いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするため、たとえ些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、積極的に認知していく。	特定の教職員だけで抱え込まず、速やかに組織的に対応する。また、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、必要に応じて、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。
・校内研修や職員会議、全校集会、学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れること。 ・学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進。 ・過度なストレスのかからない授業づくり。児童が活躍できる場を提供すること。	・定期的なアンケートや教育相談の実施。 ・児童が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくり。 ・家庭と連携して児童を見守ること。	・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。 ・児童や保護者から相談や訴えがあった場合は、「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有し複数の職員で真摯に傾聴する。その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
〇いじめ防止対策の点検見直し 日常的に児童の行動様子を把握すること、定期的なアンケート調査、児童の出席日数等で検証し、PDCA サイクルに基づく取組を継続し、点検見直しを行う。	〇研修 Y-P 研修、人権研修、体罰防止研修、自閉症理解研修、障害者差別解消研修等を年間通して計画的に実施し、児童理解の資質向上や情報交換を行う。	・児童や保護者から相談や訴えがあった場合は、「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有し複数の職員で真摯に傾聴する。その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
	〇教育推進懇話会等の活用 教育推進懇話会を定期的に開催し、授業参観、懇話会等を通して情報交換の機会を設ける。各種行事の参観もして頂き、学校教職員だけでなく地域・家庭と連携して児童を見守っていく。	・事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告する。被害・加害児童の保護者に連絡する。 ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。

4. 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは、『〇児童が自殺を企図した場合 〇身体に重大な障害を負った場合 〇金品などに重大な被害を被った場合 〇精神的疾患を発症した場合 等』を指し、その期間を不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、日数だけでなく状況や状態など個々のケースを十分に把握する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は重大事態があったものとして扱う。
- (2) 重大事態であると思われる案件が発生した場合にはただちに教育委員会に報告する。
- (3) 教育委員会の指示のもと、調査の主体が学校となった場合重大事態の調査組織を設置し調査に当たる。
- (4) 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。被害児童からの聴取が可能な場合は、児童の人権、安全に配慮して本人からの聴取を行う。該当学年、教職員に対するアンケート調査を実施する。
- (5) 被害児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。適時適切な方法で経過報告を行う。関係者らの個人情報に十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。アンケート調査を実施する場合は、事前に調査対象の児童や保護者にアンケート実施の趣旨の説明を行う。
- (6) 調査の結果を教育委員会に報告する。
- (7) 調査結果を踏まえ、必要な措置をとる。